

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律・新旧対照表

目次

- | | | |
|---|-------|---|
| ○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）
（第一条関係） | | 1 |
| ○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）
（第二条関係） | | 3 |

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
3 1 (略) (削る)	附 則	第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。
2 1 (同上)	附 則	第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百三十」とあるのは、「百分の百七十」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。
3 1 (同上)	附 則	第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百三十」とあるのは、「百分の百七十」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。
5) の期末手当に関する第七条の二の規定の適用については、同条	平成二十一年六月に支給する内閣総理大臣等（秘書官を除く。）	(削る)

ただし書中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、
」とする。

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後
<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百六十七・五」とし、同一条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>

改 正 前
<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同一条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>